



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

水道水質基準等の見直しがされました(厚生労働省)

厚生労働省は、「水質基準に関する省令等の一部を改正する省令」(平成27年厚生労働省令第29号)及び「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法等の一部を改正する件」(平成27年厚生労働省告示第56号)などにより水道水水質基準の一部の見直し等を行い、平成27年4月1日から施行されました。

また、水質基準を補完する項目として定めている水質管理目標設定項目の一部の見直しが行われました。

平成26年10月7日付けで内閣府食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価(ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸)に基づき、「水質基準に関する省令」(平成15年厚生労働省令第101号)の一部が改正されるとともに、以下の告示について所要の改正が行われました。

- ・水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)
- ・給水装置の構造及び材質の基準に係る試験(平成9年厚生省告示第111号)
- ・資機材等の材質に関する試験(平成12年厚生省告示第45号)

また、水質管理目標設定項目についても、内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)の目標値が見直されるとともに、農薬類(水質管理目標設定項目15)の対象農薬リスト中の目標値の見直し及び検査方法の追加が行われました。

水質基準項目：ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸に係る水質基準の見直し

項目	現行基準値	新基準値
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下	0.03mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下	0.03mg/L以下

水質管理目標設定項目：フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)及び対象農薬リスト掲載農薬類の目標値の見直し

項目	現行目標値	新目標値
フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下	0.08mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
オキシシン銅(有機銅)	0.04mg/L以下	0.03mg/L以下

トピックス

土地取引における問題としての土壤汚染に関する民法改正の影響 —瑕疵担保の規定が消える?!—

営業業務部 大屋 渡

民法は120年ぶりという改正が今後予定されています。すでに報道されておりますように、この改正は、短期消滅時効の廃止、法定利率の引き下げなど様々な内容が含まれ、まさに「大改正」と呼ぶに相応しいものですが、具体的内容を示す「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が民法（債権関係）部会第99回会議（平成27年2月10日開催）において決定されました。その中で、土地取引の場面で土壤汚染が問題になるときにこれまで重要であった、瑕疵担保の規定が消えるという、それだけ聞けば驚きを禁じ得ない内容がありますので、ここで少し詳しく紹介します。

これまでは、売主が問題ないと認識していた土地を売買で引き渡した場合に、その土地に実は土壤汚染など品質上の問題があることが分かったとしても、その土地に代わるものがないために、売主は土地を引き渡したことをもって契約上の債務を履行したと解釈されてきました。そこで、土壤汚染や地中障害物のように当事者間の契約に定められていない予期せぬ問題が発生した場合、債務とは別に、買主を救済する根拠として瑕疵（品質上の問題）を売主が担保するという「瑕疵担保」の規定がありました。この規定の適用においては、売主に過失がなくても買主が救済される条件として、その品質上の問題について、買主が取引で通常求められる注意を払っても発見できない、いわゆる「隠れた瑕疵」であることが必要とされてきました。

しかし、このたびの民法の大改正では「瑕疵担保」がなくなり、新しく「契約不適合」の概念が登場します。これは、品質上の問題がある土地を「契約の内容に適合しないもの」として、それを引き渡したとしても契約上の債務が履行されていない「債務不履行」の一種としてとらえるようになるのです。法律の中に多少入り込んだ話になりますが、これまで「瑕疵担保」は「債務不履行」とは別のものであるとして扱われてきました。しかし、これからは「債務不履行」の中で扱われることとなります。そこでは、品質上の問題が隠れていたかどうかは争点にはならず、その品質上の問題が契約上の債務の履行において障害となった理由が、債務者の責任であると言えるかどうか、契約の内容や社会通念に照らして争われることとなります。債務者である売主に責任がなければ、買主は損害の賠償を請求することはできません。そこは「売主の無過失責任」としての瑕疵担保の考え方とは異なってきます。

ここから先は素人の推論に過ぎませんが、それでは、売主が認識もしていない自然由来の土壤汚染のある土地を、土壤汚染があった場合の扱いを契約で定めずに売った場合、売主の責任はどのようなのでしょうか？自然由来の土壤汚染自体は売主の責任ではないので、買主は損害の賠償を請求できないのでしょうか？…いや、契約の趣旨として、買主が予定する土地利用に全く問題のない土地を売買するものとして双方が合意していれば、自然由来でも契約の内容に適合していないと判断されるかもしれませんし、いわゆる「現状渡し」のように問題があるかもしれないことが契約の前提となっていれば、自然由来があっても「契約の内容に含まれていた」と判断されるかもしれません（なお、売主が「知りながら告げなかった事実」については、これまでどおり売主は免責されません）。このような推論が実際はどのようなのかは、これまで「隠れた瑕疵に当たるかどうか」を争っていた瑕疵担保の議論が、「契約の内容に適合しているかどうか」という契約不履行の議論に置き変わったら結論が具体的にどう違ってくるかという判例の問題であり、これからの話であると言えます。

いずれにしても、これからは当事者間の契約がどうであったかが、より重要になるようです。紛争を未然に防止するには、土壤汚染のことも含めて色々なことを想定して、あらかじめ定めておくことがお互いのためであるということなのでしょう。民法は、当事者間での契約で定められていなかった問題が発生した場合に、それによる紛争を解決する根拠とされてきましたが、どうやら、民法そのものが、当事者間でしっかり契約して下さいね、契約の中味を明確にして下さいね、という方向に舵を切ってきたということかもしれません。土壤汚染については、今後より一層注意深く扱う必要がありそうです。

(その2 試験方法)

測定分析部 久保 敦

先月号ではWET試験の概要を紹介しましたが、今号と次号で環境省がとりまとめた試験方法である「生物応答を用いた排水試験法(検討案)」を紹介します。試験方法は胚・仔魚期の魚類を用いる短期毒性試験、ニセネコゼミジンコを用いるミジンコ繁殖試験、淡水藻類を用いる生長阻害試験の3種類があり、今号は魚類を用いる短期毒性試験を紹介します。

【胚・仔魚期の魚類を用いる短期毒性試験】

1. 概要：水系生態系の中で最上位にいる魚類を用い、毒性に対する感受性が高い受精直後の卵、胚及び仔稚魚を試験物質に暴露してその影響を調べる。
ゼブラフィッシュは受精後4時間以内、メダカ10時間以内の卵から暴露を開始する。試験に用いる排水の濃度は基本的に5濃度(原水の80、40、20、10、5%)とする。24時間ごとに観察し生死及びふ化した胚の数を記録する。対照区と各濃度区の試験結果から試料の致死影響(急性毒性)及び亜致死的影响(亜慢性毒性)を明らかにすることを目的とする。

2. 試験生物：ゼブラフィッシュ (*Danio rerio*) 又はメダカ (*Oryzias latipes*)

3. 試験条件

- ・ばく露期間：孵化から5日後まで。
ゼブラフィッシュ：ばく露開始から8~10日間
メダカ：ばく露開始から13~16日間
- ・ばく露方式：半止水式(週3回2日又は3日ごとに換水)
- ・試験温度：ゼブラフィッシュ 26±1℃
メダカ 24±1℃

4. 試験結果(影響指標の算出)

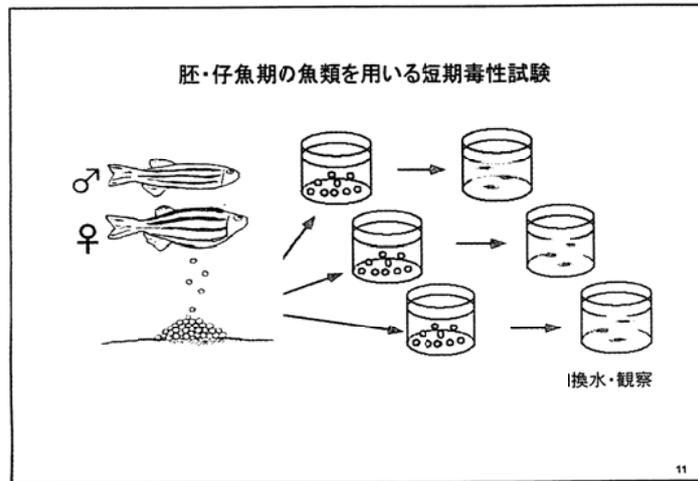
- ・生存率：供試卵数に対するばく露終了時に生存した胚体又は仔魚数の割合。
- ・ふ化率：供試卵数に対する*最大ふ化所要日数までにふ化した卵数の割合。
- ・ふ化後生存率：ばく露期間にふ化した仔魚数に対する、ばく露終了時に生存した仔魚数の割合。
- ・生存指標：ふ化率×ふ化後生存率/100

*最大ふ化所要日数 ゼブラフィッシュ：ばく露開始から5日後
メダカ：ばく露開始から14日後

5. 試験結果の評価

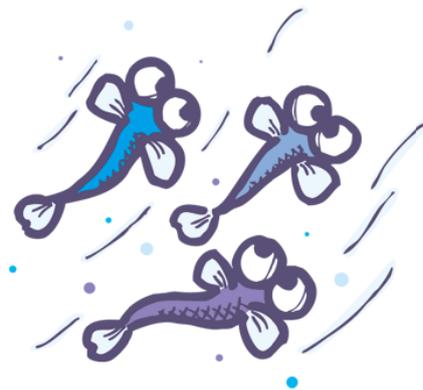
試験魚の成長等に及ぼす影響を、最小影響濃度(LOEC)及び最大無影響濃度(NOEC)として把握、評価する。

注) 最小影響濃度：対照区と比較して影響が出始める濃度
最大無影響濃度：最小影響濃度の1濃度下の濃度(影響が出ない最大濃度)



*図は 2012 年諸外国における生物応答を用いた排水管理手法に関するセミナーより引用

次号では、ニセネコゼミジンコを用いるミジンコ繁殖試験及び淡水藻類を用いる生長阻害試験の紹介をする予定です。



編集後記

各地でいちどきに桜が開花し春爛漫の新年度を迎えました。所属や業務を替わられる方もおいでになるかと存じます。出会いや別れがあり、それに伴ういろいろな想いも。「年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず」

各位におかれては、引き続きご愛読をお願いいたします。(A.F.)



株式会社 愛研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749